

平成25年

泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

平成25年 8月 5日 開会

平成25年 8月 5日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成25年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

○第1日（平成25年8月5日）（月）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	1
○会議録署名議員	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	2
○議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○監査報告第1～4号上程	3
○議案第26号上程	3
指定金融機関の指定について	3
根来消防長・提案説明	3
質疑	3
討論	4
採決	4
○議案第27号上程	4
泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定について	4
根来消防長・提案説明	4
質疑	5
討論	7
採決	7
○認定第1号上程	7
平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	7
根来消防長・提案説明	7
質疑	9
討論	9
採決	9
○議員発議第1号上程	9
管理者の専決事項の指定について	9

矢野副議長・提案説明	9
質疑	9
討論	10
採決	10
○閉会	10

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(8月5日)

平成25年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成25年8月5日（月）

○第1日の議事日程

日程第1			議席の指定
日程第2			会議録署名議員の指名
日程第3			会期の決定
日程第4	監査報告	第1～4号	監査結果報告について
日程第5	議案	第26号	指定金融機関の指定について
日程第6	〃	第27号	泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第7	認定	第1号	平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議員発議	第1号	管理者の専決事項の指定について

○議員定数15名

出席議員14名

辻中 隆	土原 こずえ	南 良徳	河部 優
大森 和夫	高木 謙治	伊藤 幸男	田島 乾正
竹原 伸晃	佐古 員規	矢野 正憲	見本 栄次
有岡 久一	楠部 徹		

欠席議員 1名

向江 英雄

○説明員職員

管理者	千代松 大耕	副管理者	向井 通彦	副管理者	福山 敏博
副管理者	中西 誠	副管理者	原 明美	副管理者	田代 堯
会計管理者	勘六野 正治	消防長	根来 芳一	消防次長	北川 悟
理事	花枝 岩夫	理事	清水 養一	理事	松藤 忠直
総務課長	小西 良昭	予防課長	中西 正	警備課長	久保 文雄
総務課参事	奥上 文二	総務課参事	中筋 浩二		

○職務のために出席した職員

理事	竹内 寛二	課長代理	大江 学	主幹	名倉 一之
主幹	南川 智春	係長	北谷 守		

○本会議の会議事件

◇監査結果報告について

- ◇指定金融機関の指定について
- ◇泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◇管理者の専決事項の指定について

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

南 良徳 佐古 員規

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内寛二君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、お手元のマイクスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただきますようお願いいたします。

議長（辻中 隆君）改めまして、皆様、おはようございます。

会議に先立ち、諸般の報告、議員辞職について報告いたします。

当組合議会議員でありました岬町議会選出の反保多喜男君から、一身上の都合により本組合議会議員の職を辞したい旨の願い出が議長宛てにあり、地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により、許可いたしました。

また、組合議会議員の辞職に伴い、泉州南消防組合同規約第7条の規定に基づき、岬町議会から竹原伸晃君が泉州南消防組合議会議員として新たに選出されております。

報告は以上です。

ただ今より平成25年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員14名でありますので、会議が成立しております。

なお、向江英雄君から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

議長（辻中 隆君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

竹原君の議席につきましては、泉州南消防組合議会会議規則第3条第2項の規定により、議席番号10番を指定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、南 良徳君、佐古員規君の両名を指名いたします。

よろしくお願いたします。

議長（辻中 隆君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第4、監査報告第1号から第4号までの監査結果報告についてを議題といたします。

ただ今議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から議長宛てに報告がありましたので、ご報告いたします。

この報告につきまして、ご質疑なり、ご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。

議長（辻中 隆君）次に、日程第5、議案第26号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来 芳一君）改めまして、おはようございます。

それでは、議案第26号 指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願ひます。

題名に続きまして、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、本組合の公金及び支払いの事務を取り扱わせるため指定金融機関を次のとおりとする。

指定する金融機関といたしましては、東京都千代田区丸の内1丁目1番2号、株式会社三井住友銀行、大阪市中央区備後町2丁目2番1号、株式会社りそな銀行、東京都千代田区丸の内2丁目7番1号、株式会社三菱東京UFJ銀行、大阪市北区茶屋町18番地の14、株式会社池田泉州銀行を指定させていただくものでございます。

現在は、本年5月の第2回臨時会において専決報告第29号でご承認賜りました株式会社池田泉州銀行1行を本組合の指定金融機関として指定させていただいておりますが、当銀行以外の泉佐野市の指定金融機関である株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行と指定についての協議を続けてきましたところ、このたび、1年ごとの輪番で指定することで合意に達しましたので、本組合の指定金融機関を株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社池田泉州銀行の4行とするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻中 隆君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号 指定金融機関の指定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻中 隆君) 挙手全員であります。

よって、議案第26号 指定金融機関の指定については、原案どおり可決されました。

議長(辻中 隆君) 次に、日程第6、議案第27号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長(根来 芳一君) それでは、議案第27号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書3ページをお開き願います。

なお、議案書別冊2の新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

今回の改正は、当消防組合の一般職の職員の給与に関する条例、以下、給与条例と呼ばせていただきますが、その給与条例制定時に準拠しました泉佐野市の給与条例が、平成23年9月30日付で人事院から勧告された民間給与との格差を解消するため、一定の年齢を中心に給料の引き下げを行うため給料表の改正案を本年、泉佐野市議会6月定例会に上程したところ、議会の承認を得られたことから、泉佐野市の給与条例に準拠する当消防組合の給与条例についても、それにあわせて改正を行うものでございます。

それでは、題名に続きまして、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するおといたしまして、別表を次のように改めるとなっておりますが、これは、先ほど申しあげましたとおり、一定年齢の職員の給料表を減額改定するもので、給料表の具体的な改正内容は、恐れ入りますが、議案書別冊2の新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

給料表の上段1行目に職務の級として左から右に1から7の数字が記載され、一方、その縦方向にあるのが号給というもので、改正される部分については、右側の改正後の表で給料月額にアンダーラインを引いているところで、例えば横7級の縦13号給、下から3段目をご覧いただきたいと思っております、改正前の給料月額が「40万6,400円」となっていますが、改正後は「40万6,000円」で、400円の減額となっております。また、7級14号給では「40万8,500円」が「40万8,000円」で、500円の減額となり、以下、順次減額されているものでございます。

なお、その他の級においても、おおむね40歳代以上の方が受け取る号給が減額されているものでございます。

申しわけありませんが、議案書に戻っていただいて、11ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成25年9月1日から施行するものとし、第2項では、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定めるとの委任規定を設けております。説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻中 隆君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

大森君。

（大森和夫君）人事院勧告に基づいて泉佐野のほう給料の改定があったので、それに合わすと。泉佐野以外のところはどんな状況になっているのか。泉南市は6月議会では、こういう給与の削減という提案されていないんですよね。だから、状況わかりにくいんですよね。その辺のことはどうなっているのか、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

議長（辻中 隆君）

小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）泉佐野市につきましては、6月の議会のほうにおきまして0.23%の減額改定が行われておる。構成します他の2市3町につきましては、当然のことながら、23年9月付の人事院勧告ですので、既にもう改定が終わっておるというふうになってございます。泉佐野のほうがこの時期にした理由というのは、市のほうの人事に確認しましたところ、23年6月、泉佐野職員の8%カットを行った中にその0.23%も含めた上で行ったというような内容で予定しておったんですけれども、総務省のほうから、まだされていないので、するようにというような指導があったというふうに仄聞しております。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）大森君。

（大森和夫君）ちょっと説明あったように、泉佐野市のほうでは既に給与の引き下げがずっと行われて、その金額も大きいということで、これ以上下げないということのお話があって、そういう流れの中で合併があったと思うんですけれども、今回、泉佐野市から来た方のうち、そのうち3分の1程度ですかね、40代、50代の方だけが引き下げになるということで、現状でも各元団体によって差があるわけですよね。その差がまた広がると。金額はわずか、それでも年に2万円ぐらい引き下がるというようなことは大きなことだと思うんですけれども、そういう影響なんかはどう考えておられるのかね。将来的には全職員さん同じ給与にしていこうという考えでやっていたと思うんですよね。その辺に反する中身だというふうに思うんですよね。その点はどんなふうに考えておられますか。

議長（辻中 隆君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）まず、組合を設立するに当たっての当初の協議の段階で、当然、給料についての考え方が一番難しい部分があるというふうに、2月の初議会の際にも私の答弁させていただいたところでございます。もともと、どこの市町村の給与条例を適用するのか、また新たな給与条例をつくるのかというような中で、広域化協議会の中でも色々協議した中で、一応、泉佐野市に応じて給与条例を制定していこうという流れになっております。そうなりますと、泉佐野市が平成23年6月から行っております8%カットというのが全職員、組合職員全員に影響を及ぼすということの中で、それではなかなか意見の統一ができないというような中で、27年3月

31日までは元団体の給料表に基づいて給料を支給すると。その27年3月31日までの経過措置の理由というのは、泉佐野市の減額カットにつきましては27年3月31日までというふうになっておりますので、それに合わせていきたいという流れで条例を作成したところでございます。

その流れでいきますと、当然、組合条例につきましても27年4月1日からは、組合として泉佐野市の給料に準拠した形では作成しているものの、8%カットなしの形で戻る予定というふうには認識はしてございます。ただし、昨今の社会情勢、経済情勢等、各構成団体の方でも色々と財政が逼迫しているような状況もあります。そういうことも踏まえまして、27年4月1日時点でどのような形で職員の給料というのをやっていくのか、給与条例の見直しも含めて、それまでの間について構成市町と十分協議を行った上で決定していきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（辻中 隆君）大森君。

（大森和夫君）23年9月にあった人事院の勧告に基づいて、それが行われなかったから、25年の今、それも完全に別組織として組合を立ち上げて、そういう元団体のことは受けてきますということあったにしても、金額もそんなに多くないし、それこそ職員同士の団結とかで、いろんな協議のこともお話あったけれども、そういう成果もある中、格差を生むような違いが、同じこととしていっても、それももう何年も前の、2年前ですわね、人事院勧告で受けるというのはちょっと、なかなか職員さんから理解を得られない中身だと思うんですよね。その点、どんなふうに考えておられますか。

議長（辻中 隆君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）泉佐野の職員のうち34名の者が今回減額ということになるんですけども、もし広域化になっておらなかったとしたら、私も当然減額の対象になっているんですけども、泉佐野市の職員として、この6月議会で減額をされると。それは、はっきり言って、人事院の勧告ですので、社会情勢等、いろんな中で決定された統一的な内容ということで、自分自身はいたしかたないのかなというふうには当然思っております。

また、他の構成、阪南岬消防組合様、また泉南消防本部様、熊取町消防本部様の職員にあっては、もう既に0.23%の減額をされておられますので、泉佐野の元職員のうちだけがその対象から外れているというのは、また逆に不公平感があるのかなというところで、泉佐野職員については理解を十分に得られるといふうには考えております。

以上です。

議長（辻中 隆君）大森君。

（大森和夫君）泉佐野市のこの条例が通る以前でも、現状でも泉佐野市の方が一番安いんですよね。それ、また下がるということですね。それはそれで間違いないんですね。

議長（辻中 隆君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）今回の改正内容でいきますと、8%はもともと、それにプラス0.23%の減額ということになります。

以上です。

議長（辻中 隆君）大森君。

（大森和夫君）高かったら、そういう下げても納得ということもあるかもしれませんが、もともと低い上に、また下げると。組合設立してからも下げるとするのは、私自身としては納得いかないというふうに思います。何か答弁あれば、答えてもろて、なければ、結構ですけれ

ども。

議長（辻中 隆君）根来消防長。

消防長（根来 芳一君）議員ご指摘の部分もあろうかと思うんですけども、泉佐野市の職員は、組合になっておらなくても、課長が申しましたとおり、減額というような流れになっておりますので、そのあたりは泉佐野市の職員には今後、十分説明をした中で、納得を得たいというように思っております。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

大森君。

（大森 和夫君）反対の立場で討論いたします。

もともと、いろんな社会情勢ありますけれども、やっぱり今、所得を増やそうというのが一つは大きな流れになっているというふうに思います。その中で、2年前の人事院勧告に基づいて引き下げを行うと。元団体にそういうこと決まったかもしれませんが、今でも泉佐野の、泉佐野の職員であれば、もちろんそういうことはあるでしょうけれども、新しい組合としてなって、泉佐野の職員が最も低い給与体系になっていて、それをまた引き下げるとするのは、やっぱり組合にとっての団結とか、まとまる点でいろんな支障になる可能性もあるので、これについては反対いたします。

議長（辻中 隆君）ほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（辻中 隆君）挙手多数であります。

よって、議案第27号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第7、認定第1号 平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来 芳一君）それでは、認定第1号 平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算につきまして、別冊の平成24年度泉州南消防組合決算書に基づき、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算書6ページをお開き願います。

平成24年度泉州南消防組合一般会計は、歳入合計194万8,000円、歳出合計105万1,481円、歳入

歳出差し引き額は89万6,519円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づき、詳細をご説明いたします。

まず、説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出、款①議会費、項（１）議会費、目１議会費として、当初予算額96万5,000円、支出済額46万3,790円、不用額50万1,210円でございます。この不用額につきましては、当初、議会の会期を4日に設定し、予算を計上しておりましたが、組合第1回臨時会の会期が2日であったため、生じたものでございます。

節につきましては、1報酬として、当初予算額79万2,000円、支出済額39万3,000円、不用額39万9,000円で、内訳といたしまして、備考欄をご覧いただきたいと思います、議長報酬が2万8,000円、副議長報酬が2万7,000円、議員報酬が33万8,000円でございます。次に、同じく11需用費といたしまして、当初予算額6万5,000円、支出済額3万4,040円、不用額3万960円で、内訳といたしまして、消耗品費が3,040円、印刷製本費が3万1,000円でございます。次に、同じく13委託料として、当初予算額10万8,000円、支出済額3万6,750円、不用額7万1,250円で、内訳といたしまして、議会反訳委託料3万6,750円でございます。

続きまして、款②消防費、項（１）消防費、目１総務管理費として、当初予算額97万3,000円、支出済額58万7,691円、不用額38万5,309円でございます。この不用額につきましては、主なものといたしましては、特別職の報酬のうち、行政委員の一部は日額で定められていることから、事案がなく、招集実績がなかったため、生じたものでございます。

節につきましては、1報酬として、当初予算額70万5,000円、支出済額42万6,016円、不用額27万8,984円で、内訳といたしまして、管理者報酬が6万8,568円、副管理者報酬が31万9,960円、監査委員報酬が2万6,988円、公平委員報酬は1万500円でございます。次に、同じく5災害補償費として、当初予算額2万円、支出済額0円、不用額2万円で、次に同じく9旅費といたしまして、当初予算額3万2,000円、支出済額0円、不用額3万2,000円で、次に同じく11需用費として、当初予算額19万6,000円、支出済額16万1,675円、不用額3万4,325円で、内訳といたしまして、消耗品費が5万585円、印刷製本費が11万1,090円でございます。次に、同じく12役務費として、当初予算額1万円、支出済額0円、不用額1万円でございます。次に、同じく19負担金、補助及び交付金として、当初予算額1万円、支出済額0円、不用額1万円でございます。

最後に、款③予備費、項（１）予備費、目１予備費でございますが、当初予算額1万円、支出済額0円、不用額1万円でございます。

以上、歳出合計、当初予算額194万8,000円、支出済額105万1,481円、不用額89万6,519円でございます。

なお、不用額につきましては、地方自治法第233条の2第1項の規定に基づきまして、歳計剰余金として平成25年度組合予算に編入しております。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページにお戻り願います。

歳入、款①分担金及び負担金、項（１）負担金、目１市町負担金、節１関係市町負担金として、当初予算額194万8,000円、調定額194万8,000円、収入済額194万8,000円で、内訳といたしまして、組合規約第16条第2項、第3項に定められております負担割合で構成市町から支出されます組合の経費でございます。備考欄をご覧いただきたいと思います。泉佐野市が49万5,753円、泉南市

が41万9,337円、阪南市が37万1,043円、熊取町が26万3,052円、田尻町が18万8,477円、岬町が21万338円でございます。

なお、別冊3のとおり、監査委員様より当決算審査に係る意見書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻中 隆君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、決算の認定を可とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（辻中 隆君）挙手多数であります。

よって、認定第1号 平成24年度泉州南消防組合一般会計歳入歳出決算は、認定を可とすることに決定いたしました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第8、議員発議第1号 管理者の専決事項の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢野副議長。

副議長（矢野 正 憲君）それでは、ただ今議長よりご紹介のありました議員発議第1号 管理者の専決事項の指定について、提案者を代表いたしまして、案文の朗読をもって提案の説明とさせていただきます。

管理者の専決事項の指定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、管理者が専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1件50万円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。

以上でございます。

議員の皆様の満場のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（辻中 隆君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議員発議第1号 管理者の専決事項の指定についてを原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻中 隆君) 挙手全員であります。

よって、本議案は原案どおり決定いたしました。

以上で本定例会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって平成25年泉州南消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会(午前10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 中 隆

4 番議員 南 良 徳

11番議員 佐 古 員 規